

野田市認知症カフェ事業補助金交付
規則の一部を改正する規則をここに公
布する。

令和 7 年 2 月 2 8 日

野田市長 鈴 木 有

野田市規則第 8 号

野田市認知症カフェ事業補助金交付規則の一部を改正する規則

野田市認知症カフェ事業補助金交付規則（平成 29 年野田市規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「栄養士」の次に「、管理栄養士」を加える。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。